

個人情報保護規程

第1条 (目的)

本規程は、FIC における個人情報の、適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、FIC が主催、受託、共催、協賛する各種講座の受講者等及び FIC 会員の権利・利益を保護することを目的とする。ここで受講者等とは、FIC が主催する講座を受講する本人とその保護者等、および FIC が受託、共催、協賛するイベントなどへの参加者を含むものとする。

第2条 (プライバシーポリシーの開示)

FIC は個人情報保護の重要性を深く認識し、別途プライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）を制定し、これをホームページに公開する。

第3条 (個人情報の範囲)

本規程に定める個人情報とは個人を識別できる情報とする。

氏名・住所・生年月日・年齢・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先情報・個人を特定し得る画像・金融機関の口座情報・健康医療に関する情報など。

第4条 (講座受講者等の情報)

1. 受講者等の情報の取得

FIC は、主催及び受託、共催、協賛する各種講座などにおいて、講座の運営に必要な最低限の情報として、受講者等の氏名・住所・生年月日・年齢・電話番号・電子メールアドレス、緊急連絡先などの個人情報の提供を受けることができるものとする。

2. 受講者等の情報の利用及び提供の制限

(1) 提供を受けた個人情報の利用範囲は、以下の通りとする。

- ・講座等の遂行上の利用
- ・FIC と受講者等との通信・連絡
- ・FIC が主催、受託、共催、協賛する講座等の案内
- ・FIC の活動に関連する情報の提供

(2) 明示された利用範囲を超えて利用する場合は、予め受講者等の同意を得た上で利用する。

(3) 提供を受けた情報は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、予め受講者等の同意を得ることなく第三者（講座の受託、共催、協賛者を

除く）に提供しない。なお、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるときは、この限りではない。

- (4) 講座などの記録をホームページや SNS に掲載する際は、個人が特定される画像などを用いない。もしその必要がある場合は、事前に当該受講者等などの同意を得るものとする。

3. 受講者等リスト、保険リストの管理

- (1) 講座運営スタッフは、受講者等リストを作成する場合、受講者等の氏名（漢字及びカタカナ名）・年齢・住所・連絡電話番号・緊急連絡先のみを記載することとする。また受講者等リストは原則的に講座のチーフ及び安全管理担当者にのみに提供され、それ以外のスタッフには受講者氏名のみを提供する。
- (2) 保険担当者には、付保に必要な情報のみ提供する。
- (3) 講座関係者は、提供される受講者等リストなどを担当する講座の遂行の目的のみに利用し、それ以外の目的で利用しない。また第三者に提供しない。

4. 受講者等情報の消去

FIC は、収集した受講者等の情報が不要になったときは、当該個人情報を速やかに消去する。

5. 受託、共催・協賛事業に関する個人情報

受託、共催・協賛事業などにおいて、相手先から受領した受講者等の情報に関しては、FIC の規程に準じて適正に管理する。

第5条 (会員情報)

1. 会員情報

FIC は、会員の入会時において、会の運営に必要最低限な情報としてその会員の氏名・住所・生年月日・電話番号・電子メールアドレス、ホームページ掲載用の写真および森林インストラクターとしての得意分野や所属団体名など、の個人情報の提供を受けることができるものとする。

2. 会員情報の利用と提供の制限

FIC は、会員より提供を受けた個人情報を、会の運営の目的のみに利用し、それ以外の目的で利用しない、また FIC 以外の第三者に提供しない。

3. 会員名簿の利用と提供の制限

- (1) FIC は、提供を受けた会員の情報をもとに会員名簿を作成・維持管理し、その名簿を会員に対しのみ提供するものとする。また名簿の提供を受けた会員は、それらの情報を会員相互間の連絡などの目的のみに利用し、それ以外の目的で利用しない、また第三者に提供しない。
- (2) 会員は、公開する名簿に記載する個人情報の一部（住所の町村以下、電話番号、電子メールアドレス）を非公開とすることを求めることができる。

4. FIC ホームページへの会員情報の公開

- (1) FIC は受託事業推進などの目的のために、会員情報の一部を「会員紹介」としてホームページに公開できるものとする。
- (2) 公開する写真や森林インストラクターとしての得意分野や所属団体名などについては、公開内容を予め本人に確認した上で、ホームページに掲載する。

5. 会員情報の消去

FIC は、提供を受けた会員情報について会員が退会するときは速やかに名簿及びホームページより消去する。

第 6 条 （個人情報の授受）

電子メールなどを用いて個人情報の授受を行う際は、当該ファイル等にパスワードを設定するなどの方法により、個人情報の漏洩防止に努める。

第 7 条 （苦情処理）

個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられたときは、事務局にて適正かつ速やかに対応する。

第 8 条 （その他）

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

（制定・改定履歴）

2021 年 4 月 12 日 制定、施行